第4回知的財産保護官民合同訪中代表団(実務レベル・広東) 結果概要

2015年2月

1. 経緯

広東省とは、2011年4月の汪洋書記(当時)と IIPPF 志賀座長・経済産業省製造局長との会談において、 広東省人民政府との知的財産保護分野における交流と協力を促進することを合意しました。次いで同年7 月には、官民合同訪中団が広東省を訪問し、広東省知識産権局を窓口に具体的な協力内容について協議、 その結果、経済産業省と広東省知識産権局との間で、具体的な協力として、①広東省知財関連部門の日本での研修受け入れ、②IIPPF 官民合同訪中団の広東省知財関連部門による受け入れ・双方の交流推進、 ③知的財産に関するセミナー、フォーラムなどの共同開催、④知的財産に関する法令等・典型案件に関する情報提供・情報交換について正式合意し、協力を進めているところです。

今回、本協力事業のうち、合意事項②に基づき、IIPPF として広東実務レベルミッションを派遣しました。本ミッションは、日頃より中国地方政府との交流のある中国知的財産権問題研究グループ(中国 IPG)と中国側との意見交換テーマを共同して検討するなど、IIPPF・IPG 連携事業として実施しました。

広東省は、その経済活動の規模から、日本企業の模倣品被害も甚大ですが、広東省政府の主導により、模倣品取締条例の制定等各種の独自の取組みが積極的になされている地域でもあります。今回のミッション派遣は、日本企業の認識を広東省政府と共有化することにより日本企業、日系企業の知財権侵害行為に対して一層の摘発強化を実現することを目的としております。

2. 実施期間

平成27年1月13日(火)~14日(水)

3. 今回ミッションで交流のあった広東省の関係機関、事務所

広東省知識産権局、広東省工商行政管理局、広東省打假弁公室 敬海法律事務所

4. 訪問団メンバー

- (1)メンバー:産業界(IIPPF、中国 IPG)および日本政府(経済産業省、外務省、在広州日本総領事館)の総勢12名
- (2)事務局:独立行政法人 日本貿易振興機構

5. 意見交換テーマ

- (1)三機関合同意見交換会
 - ・重点市場・重点商品への取り組み状況について
 - ・インターネット上の模倣対策について
 - ・改正商標法について
- (2)敬海法律事務所との意見交換会
 - ・改正商標法第63条第1項の解釈、適用事例について
 - ・行為保全制度について
 - ・広州知的財産権法院設立について
 - ・法院による執行の新動向について

6. 結果

- ・三機関との意見交換を通じて、認識の共有化を行うことができた。また、 今後も模倣品取締りに関して協力していくことで一致した。
- ・警戒法律事務所との意見交換において、訴訟実務における実情を確認する と共に、法院の取組みの効果について最新の情報を得ることができた。

以上